

第1章 基本的事項

(1) いじめの定義

- 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法 第1章 第2条より＞

- いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを認識する。

＜いじめ防止対策推進法 第1章 第1条より＞

(2) 基本理念

- いじめが全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

- 全ての児童生徒がいじめを行わず、また他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深める。

- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県教育委員会、学校、地域住民、家庭 その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

＜いじめ防止対策推進法 第1章 第3条より＞

(3) 基本方針

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者等、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

＜いじめ防止対策推進法 第1章 第11条より＞

第2章

いじめ対策のための組織

(1) 人権尊重教育・いじめ防止推進委員会

ア 構成

校長、副校長・教頭、各学部主事、教務課長、生徒指導課長、生徒指導主事、
生徒指導課人権担当

＊その他必要に応じて学年主任、担任等の関係者を加える

イ 職務内容

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・見直し・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有
- ・いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者等との連携などといった対応を組織的に実施

ウ 年間計画（委員会としては4月、7月、2月の年間3回開催）

4月：第1回委員会において、学校基本方針と年間活動計画を検討し職員・保護者等への周知とホームページでの公開

7月：1学期終了時に、各学部の児童生徒の情報交換

12月：児童生徒及び保護者等へのアンケート調査の実施

2月：第2回委員会において、アンケート結果に基づく情報の共有と次年度に向けた学校基本方針と年間活動計画の見直し

＊いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開く

＊コンプライアンス委員会内で、学校基本方針と活動計画を提示し、意見徴収を行う。

(2) いじめ防止対策拡大会議

ア 構成

校長、副校長・教頭、事務長、各学部主事、教務課長、連携課長、生徒指導課長、
生徒指導主事、PTA会長、学校運営協議会コーディネーター

＊その他必要に応じて御殿場警察署生活安全課、生徒指導課人権担当、学年主任、担任等の関係者を加える

イ 重大な案件が起きたとき、起きそうなときに召集を掛ける。

定例は年2回、学校運営協議会終了後

(3) 生徒指導課会（人権尊重教育・いじめ防止推進委員の下部組織としていじめに特化した生徒指導課会の活動）

ア 構成

生徒指導課長、生徒指導課人権担当、各学部生徒指導課員

＊その他必要に応じて学部主事、学年主任、担任等の関係者を加える

イ 職務内容

- ・人権尊重教育・いじめ防止推進委員会と連携して生徒指導や職員研修などの具体的な年間計画の作成、取り組みの実施
- ・いじめの相談・通報の各学部の窓口
- ・人権尊重教育・いじめ防止推進委員会と連携して、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有を行い、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援、保護者等との連携などといった対応を組織的に実施

ウ 年間計画

＊集会活動、生徒会活動、HRなどを通して、児童生徒同士が互いを尊重し、規範意識や人権意識を育てる。

4月：学校基本方針に基づき具体的な年間活動計画を作成し職員への周知
職員対象の人権基礎研修の開催

7月：あいさつ運動 ②、職員人権研修、夏季休業中の注意事項作成・配布

8月：職員対象の人権研修の開催、職員アンケートの実施

9月：ふれあい交流 ②、あいさつ運動 ③

10月：前期の取り組み状況の検証・見直し・修正

12月：児童生徒及び保護者等へのアンケート調査の実施、冬季休業中の注意事項作成・配布

1月：ふれあい交流 ③、あいさつ運動 ④

後期の取り組み状況の検証と次年度に向けた年間活動計画の立案

3月：学年末学年始休業中の注意事項作成・配布

その他：生徒ルールブックの作成と共通理解

第3章 いじめの防止のための対策

(1) 健やかでたくましい心を育む

- ・児童生徒一人一人が自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守る

うとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を発達段階に応じて育て、健やかでたくましい心を学校生活全般において育む。

- ・家庭と連携して、児童生徒が携帯電話やインターネットに関する正しい知識を学び、安全に利用できるようにする。

（２）いじめが起こりにくい集団づくり

ア 児童生徒と教職員との信頼関係づくり

- ・教職員が児童生徒の障害特性、行動や心情の変化、その背景などを深く理解し、よさや可能性に目を向ける。
- ・児童生徒に公平に接し、一人一人を尊重した姿勢や態度で接する。
- ・日頃から児童生徒の学校生活の様子に目を配り、よい表れやよい行動を積極的に認め、褒める。
- ・不安や悩みを抱える児童生徒には、その心情に共感的に関わり、自らの力で解決できるように助言や支援に努め、安心感、信頼感を築く。

イ 児童生徒同士の望ましい人間関係づくり

- ・生活単元学習などの協同的、体験的な活動を通して、協力して課題を解決する喜びを共感し合う場や機会を意図的・計画的に設定し、自他の理解を深め、互いに尊重し合う関係を築く。
- ・係活動など一人一人の役割や活動の場を設定して、実績や成果だけでなく、取り組む姿勢や努力を互いに認め合い、たたえ合う雰囲気づくりを大切にする。
- ・学校間交流、居住地校交流など同年代の人々との交流活動を通して、互いの理解を深め、尊重し合う関係を築く。
- ・部活動においては、共通の目標に向かって努力する取り組みを通して、友情や連帯感などの人間関係の深まりを大切にする。

（３）児童生徒が自らいじめについて考える場や機会の設定

ア 自分の生き方についての考えを深める教育の充実

- ・学校生活全般や道徳の時間、HR等を中心に、人権意識を高める道徳教育の充実を図る。
- ・児童生徒の行動や発言などを大切に扱い、そこから学ぶ姿勢や自分の言動が相手や周りにどのように影響を与えるか考えて行動できる力や態度を育てる。

イ よりよい学校生活を作る学級活動、生徒会活動の展開

- ・学級会活動や生徒会活動など児童生徒が主体的に学級や学校の問題を解決する場を設定して、互いの人権を大切にし、助け合ってよりよい学校生活を作るために何をすべきか考える集団を育てる。

(4) 学校・家庭・地域・関係機関の連携

ア 学校内における教職員の連携

- ・児童生徒の障害特性、家庭環境、友人関係、生活の様子、問題行動等の情報を教職員間で共有し、児童生徒の実態に配慮した組織的な支援体制を整える。
- ・授業をはじめ諸活動での個や集団のよい表れや努力などを教職員間で情報交換し、みんなでたたえあうようにする。
- ・年度末から年度始めにおいて、児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の情報や指導の経過、保護者等への対応等を確実に引き継ぎ、継続的な指導につなげる。

イ 保育所・幼稚園・小学校・中学校の縦の継続

- ・進学・転校時には、縦の接続を大切にし、児童生徒の生活全般や家庭環境、生育や発達、心理・医療に関する情報交換を行い、受け入れ後の指導に生かす。
- ・生徒指導沼駿地区研究協議会や学校・警察連絡協議会において地域の学校や警察との生徒指導に関する情報の共有と連携を図る。

ウ 家庭・地域との連携

- ・「御特だより」「学校ホームページ」「学年だより」「連絡ノート」等を利用し、教育方針や指導方針、児童生徒の現れ等の情報を家庭や地域に発信し、本校の教育に対する理解と協力を得る。
- ・家庭環境調査や家庭訪問等を通して、児童生徒の家庭環境を理解し、家庭との協力関係を得る。
- ・PTAの組織や自治会、民生委員などと児童生徒の情報を交換するとともに、日頃から連携を深める。

エ 関係機関との連携

- ・教育委員会や児童相談所、警察署等と可能な限り情報を共有するとともに、状況に応じて連携した指導を行う。
- ・「防犯教室」や「携帯電話教室」など警察官や専門的な講師を積極的に活用して児童生徒の規範意識を高める。
- ・生徒指導沼駿地区研究協議会や学校・警察連絡協議会において地域の警察との生徒指導に関する情報の共有と連携を図る。

第4章 いじめの早期発見

- (1) いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、学校・家庭・地域が連携・協力して、児童生徒を見守ることが求められる。周りの大人が常に児童生徒に寄り添い、わずかな変化を（いじめのサイン）を見つけていく。

ア 学校では、いじめを訴えやすい場（相談窓口）を設け、児童生徒や保護者等、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、いじめの有無を迅速に確認する。また定期的なアンケートを実施し、児童生徒の状況やサインを把握する。

イ 家庭においても、日頃の対話や態度などから、いじめが疑われる児童生徒の変化を見逃さず、早期発見に努めることを求めている。

ウ 地域においても、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに学校や家庭へ連絡するなど連携して対応することへの協力を依頼していく。

第5章 いじめに対する措置

（１）人権尊重教育・いじめ防止推進委員会の招集

いじめの疑いに関する情報があつた時には人権教育・いじめ防止対策推進委員会の緊急会議を開き、いじめの疑いに関する情報を迅速に共有する。

（２）多方面からの情報収集による全体像の把握

生徒指導課を中心に、「いじめられた児童生徒」の話をもとに「いじめた児童生徒」「周囲の児童生徒」「関わりのある教職員」「保護者等」などから「何があつたのか」を聞き取りや児童生徒の問題行動などに係る情報の収集を行い、聞き取った情報を一元化し、「いじめの背景」「児童生徒の心理」等を含む全体像を把握する。

（３）解決に向けた支援と指導

人権尊重教育・いじめ防止推進委員会においてケース会議を開催し、収集した情報を基に、いじめられた児童生徒への支援、いじめた児童生徒や周囲の児童生徒への指導、保護者等への対応、関係機関や地域との連携を、いつ、だれが、どのように行うのかを決め、全教職員に周知する。

ア いじめられた児童生徒への支援

- ・ もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。
- ・ 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（別室登校や登下校の方法など）を立てる。
- ・ 心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担する。

イ いじめた児童生徒への指導

- ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは許されないことを伝える。
- ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。
- ・いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行う。

ウ 周囲の児童生徒への指導

- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させる。
- ・勇気ある行動ができなかった自分を見つめなおし、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
- ・必要に応じて学級、学年さらに学校全体へと再発防止に向けた指導を行う。

エ 保護者等への対応

- ・保護者等に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ・解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

(4) 経過観察と再発防止に向けて

ア 継続的な経過観察による追加支援

- ・保護者等と連携しながら児童生徒への経過観察を行い、必要に応じていじめ防止対策推進委員会を再招集して問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援を検討する。

イ 再発防止・未然防止に向けた指導体制の点検

- ・学校全体のいじめの再発防止・未然防止に向けた指導体制を見直し、再構築する。

第6章 重大事態への対応

(1) 重大事態のケース

- ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
 - ・児童生徒が自殺を企画した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合

- ・金銭を奪い取られた場合等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、児童生徒が相当に期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で児童生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

ウ 児童生徒や保護者等から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は県教育委員会に報告し、県教育委員会の判断のもと、速やかに県教育委員会又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急ぐべきではない。なお、児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、児童生徒の尊厳を保持しつつ、保護者等の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

(3) 情報の提供

県教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者等に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(4) 県教育委員会の姿勢

学校が調査及び情報の提供を行う場合、県教育委員会は必要な指導及び支援を行う。また、県教育委員会が調査の主体となる場合には、県教育委員会の附属機関が調査を実施することが考えられ、その際、公平性・中立性の確保について配慮する。

(5) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

ア 対応の基本姿勢

- ・個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事件・事故についての事実を公開していく姿勢で対応する。また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー

一保護等の理由から伝えられない場合、その旨を説明し、理解を求める。

- ・報道は、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者等や地域の人々に説明できる機会であるので、学校と報道機関との関係が協力的なものとなるよう、誠意を持って対応する。
- ・報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

イ 対応のポイント

- ・取材要請があった場合、県教育委員会と連携し、窓口の一本化を図る。
- ・多くの取材要請が予想される場合、児童生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関して校内への立ち入り、取材場所、時間等について留意するように依頼する。
- ・取材要請が多いことが予想される場合は、記者会見を開き対応する。その際、会見場所、時間等については、県教育委員会と相談して学校運営の混乱を招かないよう配慮した対応に努める。
- ・不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるようなあいまいな回答はしない。

(6) 保護者等への対応

ア 児童生徒を守り、よりよい方向に導くという、保護者等と学校が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図る。

イ 全ての児童生徒や保護者等の心情・背景など、教育的な配慮の下、正確な情報を伝える。

ウ 保護者等の信頼が得られるよう今後の方針や学校体制等の具体的な対応策を伝える。